

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

(簡易吸収合併)

2024 年 10 月 31 日

株式会社ジョイフル本田

令和6年10月31日

吸収合併に係る事後開示書面

茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号

株式会社ジョイフル本田

代表取締役 平山 育夫

当社は、当社を存続会社、有限会社和工房（以下「消滅会社」といいます。）を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、法令の定めに従い、本書面を当社本店に備置いたします。

1 吸収合併の効力が生じた日

令和6年10月31日

2 消滅会社における合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 合併の差止請求

消滅会社に対し、合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

消滅会社は当社の完全子会社であったために、反対株主の買取請求については該当ありません。

(3) 新株予約権買取請求

消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

(4) 債権者の異議

消滅会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。

なお、消滅会社は、令和6年9月20日付で官報に公告を行うとともに、知れている債権者に対し個別催告を行いました。

3 存続会社（当社）における合併の差止請求，反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 合併の差止請求

簡易合併のため，該当ありません。

(2) 反対株主の買取請求

簡易合併のため，該当ありません。

なお，当社は，会社法第797条第3項に基づく通知を令和6年9月20日までにしております。

(3) 債権者の異議

存続会社（当社）に対し，異議を述べた債権者はありませんでした。

なお，当社は，令和6年9月20日付で官報に公告を行うとともに，同日付で電子公告を行いました。

4 合併により存続会社（当社）が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は，本合併の効力発生日である令和6年10月31日をもって，消滅会社からその資産，負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5 会社法第782条第1項の規定により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別添1のとおりです。

6 合併の変更登記の日

令和6年11月1日（予定）

7 上記のほか，合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

(簡易吸収合併)

2024 年 9 月 20 日

株式会社ジョイフル本田

令和 6 年 9 月 20 日

吸収合併に係る事前開示書面

茨城県土浦市富士崎一丁目 16 番 2 号

株式会社ジョイフル本田

代表取締役社長 平山 育夫

当社は、当社を存続会社、有限会社和工房（以下「消滅会社」といいます。）を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、法令の定めに従い、本書面を当社本店に備置いたします。

1 吸収合併契約の内容

別紙 1 の吸収合併契約書をご参照ください。

2 合併対価の相当性及びその参考となるべき事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価はありません。

3 消滅会社の新株予約権の対価の定めに関する事項

消滅会社は新株予約権を発行しておりません。

4 消滅会社の計算書類等に関する事項

消滅会社の最終事業年度の各計算書類等（事業報告書を含む）は、別紙 2 のとおりです。

なお、存続会社及び消滅会社ともに、最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象はありません。

5 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

両社の財務状況から、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

6 事前開示開始日（本日）以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

別紙 1

吸収合併契約書

株式会社ジョイフル本田（以下「甲」という。）及び有限会社和工房（以下「乙」という。）は、甲と乙との吸収合併に関し、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収合併）

第1条 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）をする。

2 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

3 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

（商号及び住所）

第2条 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社（甲）

商号：株式会社ジョイフル本田

住所：茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号

（2）吸収合併消滅会社（乙）

商号：有限会社和工房

住所：埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目344番地の2

（合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第4条 甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

（効力発生日）

第5条 本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和6年10月31日とする。

ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（権利義務の承継）

第6条 乙は、最終事業年度末日である令和5年10月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。

2 乙は、最終事業年度末日の翌日である令和5年11月1日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

別紙 1

(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの事業を遂行するものとし、その財産、権利義務若しくは事業又は本合併に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に相手方の同意を得なければならない。

(合併条件の変更及び契約の解除)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本合併の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

(協議事項)

第9条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。ただし、本契約を電子契約にて締結した場合には、本契約の成立を証するため、電子契約書ファイル作成し、それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

令和6年9月5日

甲 茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号
株式会社ジョイフル本田
代表取締役社長 平山育夫

乙 埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目344番地の2
有限会社和工房
取締役 大内健司

別紙 2

第 23 期事業年度にかかる事業報告及びその附属明細書、
計算書類及びその附属明細書

自 2022 年 11 月 1 日

至 2023 年 10 月 31 日

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 株主資本等変動計算書
- 4 個別注記表
- 5 計算書類の附属明細書
- 6 事業報告
- 7 事業報告の附属明細書

有限会社和工房

貸 借 対 照 表

令和 5年10月31日 現在

(単位: 円)

資 産 の 部

I 流 動 資 産

現 金 ・ 預 金	41,966,340
売 掛 金	32,887,400
貯 蔵 品	340,000
前 渡 金	65,800
貸 付 金	25,781,661
未 収 入 金	591,943
預 託 金	35,260

流 動 資 産 合 計

101,668,404

II 固 定 資 産

1 有 形 固 定 資 産

付 属 設 備	2,058,547
車 両 運 搬 具	7,362,140
什 器 備 品	713,110
減 価 償 却 累 計 額	△9,002,382

有 形 固 定 資 産 合 計

1,131,415

2 無 形 固 定 資 産

電 話 加 入 権	44,940
-----------	--------

無 形 固 定 資 産 合 計

44,940

3 投 資 そ の 他 の 資 産

出 資 金	110,000
-------	---------

投 資 そ の 他 の 資 産 合 計

110,000

固 定 資 産 合 計

1,286,355

資 産 合 計

102,954,759

負 債 の 部

I 流 動 負 債

買 掛 金	7,422,208
未 払 法 人 税 等	1,635,400
預 り 金	574,205
未 払 消 費 税 等	1,546,900

流 動 負 債 合 計

11,178,713

負 債 合 計

11,178,713

純 資 産 の 部

I 株 主 資 本

1 資 本 金

3,000,000

3,000,000

2 利 益 剰 余 金

(1) その他利益剰余金

繰越利益剰余金

88,776,046

利益剰余金合計

88,776,046

株主資本合計

91,776,046

純 資 産 合 計

91,776,046

負債・純資産合計

102,954,759

損 益 計 算 書

自 令和 4年11月 1日
至 令和 5年10月31日

(単位：円)

I 営 業 収 益		
売 上 高		
工 事 収 入	200,584,085	200,584,085
II 営 業 費 用		
1 売 上 原 価		
材 料 費	6,899,789	
外 注 費	117,365,425	124,265,214
売 上 総 利 益		76,318,871
2 販売費及び一般管理費		
役 員 報 酬	33,600,000	
給 料 手 当	4,317,000	
広 告 宣 伝 費	2,406,637	
旅 費 交 通 費	1,671,591	
接 待 交 際 費	1,843,940	
車 両 燃 料 費	913,719	
通 信 費	1,592,674	
水 道 光 熱 費	296,254	
租 税 公 課	2,333,212	
消 耗 品 費	635,068	
事 務 費	1,750,922	
地 代 家 賃	840,000	
修 繕 費	846,246	
保 険 料	1,182,720	
支 払 手 数 料	25,225	
減 価 償 却 費	395,269	
リ ー ス 料	1,461,063	
会 議 費	1,367,501	
雑 費	2,941,495	60,420,536
営 業 利 益		15,898,335
III 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	209,946	
雑 収 入	59,120	269,066
IV 営 業 外 費 用		
雑 損 失	10,797	10,797
経 常 利 益		16,156,604
税 引 前 当 期 純 利 益		16,156,604
法 人 税 及 び 住 民 税		3,691,500
当 期 純 利 益		12,465,104

株主資本等変動計算書

自 令和 4年11月 1日
至 令和 5年10月31日

(単位: 円)

株主資本											(単位：円)	
	資本金	資本剰余金				利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	純資産合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
						任意積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	3,000,000						76,310,942	76,310,942		79,310,942	79,310,942	
当期変動額												
当期純利益							12,465,104	12,465,104		12,465,104	12,465,104	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	12,465,104	12,465,104	-	12,465,104	12,465,104	
当期末残高	3,000,000						88,776,046	88,776,046		91,776,046	91,776,046	

個 別 注 記 表

自 令和 4年11月 1日
至 令和 5年10月31日

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜経理方式により処理しています。

(4) 発行済株式

普通株式（発行済株式）

前期末株式数（発行済普通株式） 60株

当期末株式数（発行済普通株式） 60株

(5) 1株当たりの純資産額 1,529,600円76銭

(6) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額 207,751円73銭

附属明細書（有形固定資産および無形固定資産の明細）

（単位：円）

資 産 の 種 類	期 首 帳 簿 価 額	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	期 末 帳 簿 価 額	減 価 償 却 累 計 額	期 末 取 得 原 価
建 物 付 属 設 備	10,525			10,524	1	2,058,546	2,058,547
車 両 運 搬 具	158,467	1,357,691		384,745	1,131,413	6,230,727	7,362,140
什 器 備 品	1				1	713,109	713,110
有 形 固 定 資 産 計	168,993	1,357,691		395,269	1,131,415	9,002,382	10,133,797

（注） 当期増加額は次の通りです

車両運搬具 スズキ エブリイ(中古) 1,357,691 円

附属明細書（販売費及び一般管理費の明細）

（単位：円）

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	33,600,000	
給 料 手 当	4,317,000	
広 告 宣 伝 費	2,406,637	
旅 費 交 通 費	1,671,591	
接 待 交 際 費	1,843,940	
車 両 燃 料 費	913,719	
通 信 費	1,592,674	
水 道 光 熱 費	296,254	
租 税 公 課	2,333,212	
消 耗 品 費	635,068	
事 務 費	1,750,922	
地 代 家 賃	840,000	
修 繕 費	846,246	
保 險 料	1,182,720	
支 払 手 数 料	25,225	
減 価 償 却 費	395,269	
リ ー ス 料	1,461,063	
会 議 費	1,367,501	
雑 費	2,941,495	
計	60,420,536	

事業報告書

〔事業年度
第 23 期〕

自 2022 年 11 月 1 日
至 2023 年 10 月 31 日

有限会社和工房

建設業界における受注環境は一段と厳しさを増しており、当社は全力を挙げ
て受注に努力しましたが、売上受注高は 2 億円余りと前期に比較して 7.7%減
少いたしました。利益につきましては、設備投資等により前年に比し減少した
ものの 12 百万円余りと確保いたしました。

建設業界におきましては、公共工事の発注量の増加は期待できず、民間工事
につきましても職人不足や働き方改革の影響により発注量は伸び悩むことが予
測され、受注競争はますます厳しくなるものと思われます。

当社といたしましては、このような情勢に対処して、全社の総力を結集して
社業の発展・業績の向上に邁進いたす所存です。

事業報告の附属明細書

会社法施行規則第 128 条第 1 項に定められた記載すべき事項はありません。

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

(略式吸収合併)

2024 年 9 月 20 日

有限会社和工房

令和 6 年 9 月 20 日

吸収合併に係る事前開示書面

埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目 344 番の 2

有限会社和工房

取締役 大内 健司

当社は、当社を消滅会社、株式会社ジョイフル本田（以下「存続会社」といいます。）を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、法令の定めに従い、本書面を当社本店に備置いたします。

1 吸収合併契約の内容

別紙 1 の吸収合併契約書をご参照ください。

2 合併対価の相当性及びその参考となるべき事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価はありません。

3 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社は新株予約権を発行しておりません。

4 計算書類等に関する事項

存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム

(EDINET)」によりご覧いただけます。

なお、当社および存続会社ともに、最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象はありません。

5 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

両社の財務状況から、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

6 事前開示開始日（本日）以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

別紙 1

吸収合併契約書

株式会社ジョイフル本田（以下「甲」という。）及び有限会社和工房（以下「乙」という。）は、甲と乙との吸収合併に関し、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収合併）

第1条 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）をする。

2 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

3 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

（商号及び住所）

第2条 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社（甲）

商号：株式会社ジョイフル本田

住所：茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号

（2）吸収合併消滅会社（乙）

商号：有限会社和工房

住所：埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目344番地の2

（合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第4条 甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

（効力発生日）

第5条 本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和6年10月31日とする。

ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（権利義務の承継）

第6条 乙は、最終事業年度末日である令和5年10月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。

2 乙は、最終事業年度末日の翌日である令和5年11月1日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

別紙 1

(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの事業を遂行するものとし、その財産、権利義務若しくは事業又は本合併に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に相手方の同意を得なければならない。

(合併条件の変更及び契約の解除)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本合併の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

(協議事項)

第9条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。ただし、本契約を電子契約にて締結した場合には、本契約の成立を証するため、電子契約書ファイル作成し、それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

令和6年9月5日

甲 茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号
株式会社ジョイフル本田
代表取締役社長 平山育夫

乙 埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目344番地の2
有限会社和工房
取締役 大内健司